

(介 25)

平成 28 年 4 月 19 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

平成 28 年熊本地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて

熊本県熊本地方で発生した地震の発生に伴い、本年 4 月 18 日付 (介 17) 「高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について」等において、他施設からの職員の応援派遣に関するご連絡をさせていただいたところですが、今般、厚生労働省より各都道府県介護保険主管部局宛に、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準が満たせなくなった場合においても、介護報酬や運営基準については柔軟な取扱いを可能とする旨の事務連絡が発出され、本会宛てにも周知協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成 28 年(2016 年)熊本地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて
(平 28. 4. 19 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)



事務連絡
平成28年4月19日

日本医師会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

平成28年（2016年）熊本地震に伴う介護サービス事業所の
人員基準等の取扱いについて

平成28年4月14日に熊本県で発生した地震に伴い、介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて、別添の通り各都道府県介護保険主管部（局）あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事務連絡
平成28年4月19日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成28年（2016年）熊本地震に伴う介護サービス事業所の
人員基準等の取扱いについて

平成28年（2016年）熊本地震による災害発生に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「災害により被災した要介護高齢者等への対応について（平成28年4月15日付け事務連絡）」において、柔軟な対応をお願いしているところです。

今般の平成28年（2016年）熊本地震に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなるなどの場合があります。この場合についても、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願い致します。